

# 自営業の人などを 対象とする独自給付

## ●付加年金

国民年金の加入者であれば、誰でも付加年金に加入できることになっていますが、昭和六十年四月からは、自営業の人のみに適用されることになりました。

したがって、現在付加保険料を納めているサラリーマンの妻は、今後納めることができなくなります。

しかし、今まで納めていた人については、納めた月数に見合った付加年金が、老齢基礎年金に上乘せされます。

## ●寡婦年金

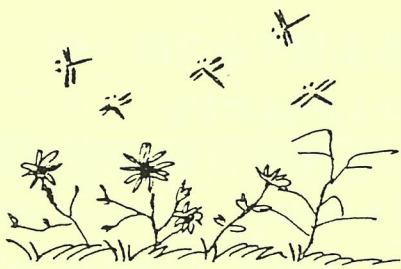
老齢基礎年金を受けられる夫が年金を受けずに亡くなったとき、その妻に六十歳から六十五

歳になるまで支給されます。

年金額は、夫が受給できるはずだった老齢基礎年金の四分の三です。

## ●死亡一時金

保険料を三年以上納めた人が年金を受けないで亡くなったとき、その遺族に支給されます。額は、保険料を納めた期間に応じて表のように異なります。



## 保険料の免除 継続される

保険料を納めたくとも家計が苦しく、納めることができなくなった場合に、

保険料の免除制度があります。

新制度になってもこの仕組みは残りますが、免除期間に対する年金額は、その当時の保険料にいくらか上積みした金額で納めなければならぬこととなります。いくらの上積みになるか具体的なことは政令で決められます。

## 死亡一時金

保険料納付済期間	現行	新制度
3年以上20年未満	23,000円	100,000円
20年以上25年未満	28,000円	
25年以上30年未満	36,000円	126,500円
30年以上35年未満	44,000円	160,000円
35年以上40年未満	52,000円	200,000円

# 上乘せの年金を支給 変身する厚生年金

## 六十五歳未満の 人限定 加入者

必要な資格期間を満たしていない場合に、退職後も引き続き被保険者となることのできた「任意継続加入制度」は廃止されます。

## 基礎年金

## 受給が条件 給付

現行の厚生年金保険は、定額部分と報酬比例部分からなっています。

新制度では、定額部分は国民年金の基礎年金に吸収され、厚生年金は報酬比例部分に相当する年金を担当することとなります。



厚生年金からの年金は、老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金と改められますが、原則として、国民年金の基礎年金の受給資格を満たしていることが条件となります。

つまり、国民年金からは基礎年金を受けることになり、厚生年金からは、報酬比例の年金が基礎年金の上乗せとして受けられるわけです。